常陸太田市教育委員会定例会（７月）会議録

１　日　　時　　　令和元年７月１６日（火）午後２時５６分
２　場　　所　　　常陸太田市役所大会議室
３　出席委員　　　教育長　石川　八千代
　　　　　　　　　委員（教育長職務代理者）中村　和幸
　　　　　　　　　委員　稲田　昌孝
　　　　　　　　　委員　安西　仁人
　　　　　　　　　委員　谷下田　幹子
４　欠席委員　　　なし
５　事務局職員　　教育部長　生天目　忍
　　　　　　　　　教育総務課長 荷見　久志
　　　　　　　　　指導室長 根本　泰
　　　　　　　　　生涯学習課長兼生涯学習センター館長 井坂　修
　　　　　　　　　文化課長 岩間　勇二
　　　　　　　　　スポーツ振興課長 鈴木　正明
　　　　　　　　　図書館長 大久保　佳明
　　　　　　　　　学校給食センター所長　増山　泉
６　会議録署名委員　稲田　昌孝　委員
７　議　　案
　議案第 39 号　　常陸太田市立学校教職員ストレスチェック実施要項の制定について
　議案第 40 号　　常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について
　議案第 41 号　　令和２年度使用小・中学校教科用図書採択について
８　その他
９　閉　　会　（午後４時１０分）

教育長	午後２時５６分、定刻よりやや早いのですが、皆様お揃いですので、ただ今から教育委員会７月定例会を開会いたします。 このところ、梅雨寒の季節といいますか、日照時間も例年の６割に満たないという状況が続いているとのことです。農作物への影響も懸念されるような気候ですが、今週末には、市内小中学校においても１学期終業式となります。学期中大きな事故もなく、夏休みを迎えられそうで何よりであります。また、今年度は新規採用の教職員が小学校で５名、中学校で８名おりますが、皆それぞれ無事に教育活動にあたっております。不適応とされるような事例もなくそれぞれ頑張っているところです。学校施設については、各小中学校・幼稚園の普通教室に、６月末までにエアコンを設置したところです。ただ、昨年と違って涼しい毎日が続いており、今のところあまりエアコンは稼動している状況ではないようです。よって、学習効果のほどは表面化していないようですが、夏休みに入ると、各学校で学びの広場がありますので、そのころにはエアコンの稼働も予想されるところです。学校教職員ですが、本市では８月中に学校閉庁日を８月１３日から１６日までと昨年度より１日増やしておりますが、国の方でも、学校の夏季休業中における教職員の夏季休暇について、計画的に取得されるようとの流れになってきているところです。働き方改革が進み、教職員もメリハリのある勤務の実態となるようにと思うところです。統廃合に目を向けますと、現在、金砂郷中学校区の３小学校の保護者を対象に、市としての統合推進に係る基本的な考え方について説明会において示したところです。今後、随時、地区住民にも同様の説明会を開催し、統合に向けた諸事項の調整を図ってまいりたいと考えております。併せて、峰山中学校区の３小学校につきましても、金砂郷中学校区に１か月ほどの時間の差を設けておりますが、８月からは保護者向けの懇談会を予定しております。今後、金砂郷中学校区の懇談会・説明会と同様に、地域住民への説明会等を開催し、合意形成を図ってまいりたいと考えています。 さて、本日の定例会ですが、出席委員ですが、委員全員が出席となっております。事務局職員についても、全員出席となってございます。会議録署名委員には稲田委員にお願いをいたします。 本日の議案ですが、事前に配布しております日程表に記載がある３件です。それでは効率的にすすめていきたいと思います。議案第３９号、「常陸太田市立学校教職員ストレスチェック実施要項の制定について」事務局から説明願います。

教育部長	それでは、議案第３９号、「常陸太田市立学校教職員ストレスチェック実施要項の制定について」、説明いたします。資料の１ページをお開き願います。議案第３９号「常陸太田市立学校教職員ストレスチェック実施要項の制定について」、提案理由ですが、常時使用する教職員のストレスの程度を把握するための検査を実施するにあたり、必要な事項を定めるため、本要項を制定するものであります。２ページをお開き願います。２ページから９ページにかけまして、本要項の全文が記載してございます。 第１条趣旨ですが、この要項は、労働安全衛生法の規定に基づくストレスチェック制度を常陸太田市教育委員会が、小学校又は中学校の県費負担教職員を対象に実施するにあたり、必要な事項を定めるものであります。 第２条適用範囲ですが、ストレスチェックの対象となる職員を明記してございます。第３条は制度の趣旨等の周知について明記し、第４条実施体制では、実施者はメンタルヘルス管理について専門的な技術を有する民間事業者等で教育委員会が委託した者とするとしております。続いて、第５条では実施期間、第６条では実施前の事務手続き、第７条では受検の方法等について記載してございます。次に第８条、実施方法ですが、教職員はパソコンやスマートフォンを使用して、システムにアクセスし、ストレスチェックを受検するものとします。第９条ストレスの程度の評価方法ですが、個人結果は労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度実施マニュアルに示された調査票を用いて評価する旨を記載してございます。第１０条、高ストレス者の選定基準ですが、マニュアルを準用し、心身のストレス反応の合計点が１２点以下であるもの、心身のストレス要因の合計点が７点以下で、かつ仕事のストレス要因及び周囲のサポートの合計点が２６点以下であるものとしております。実施者はこの選考基準により高ストレス者を選定し、実施事務従事者に報告するものとします。第１１条、個人結果の通知ですが、実施者が行い、実施者が指示したときは、実施事務従事者が実施者名で対象の教職員に電子メールで通知することができるとしております。第１２条、セルフケアですが、教職員は、実施者による助言指導により、適切にストレスを軽減するためのセルフケアを行うように努めなければならないとしております。第１３条提供に係る同意ですが、教職員の同意は、当該教職員に検査結果を通知した後において、正面により取得しなければならないとしております。第１４条ストレスチェック受検に要する時間の取扱いですが、勤務時間として取り扱うこと、第１５条面接指導の申出の方法では、ストレスチェックを受けた結果、産業医の面接指導を受ける必要があると判定された教職員が産業医の面接指導を希

	望する場合は、実施事務従事者に対し、その申し出をするものとするとしております。第１６条、面接指導の実施方法ですが、第三者に当該教職員が面接指導の対象者であることを知られることがないよう配慮しなければならないとしております。第１７条、面接結果の意見聴取ですが、教育委員会は意見聴取を行うものとするとし、第１８条では教育委員会が行う就業上の措置の実施について記載してございます。第１９条、面接指導に要する時間の取扱いですが、勤務時間として取り扱うことを記載しております。第２０条では集計・分析の対象範囲、第２１条では集団・分析の方法、第２２条では集計・分析結果の利用方法、第２３条では事業者による結果の保存、第２４条ではストレスチェック結果の共有範囲、第２５条では面接指導結果の共有範囲、第２６条では集計・分析結果の共有範囲、第２７条では健康情報の取扱いの範囲、第２８条では情報開示等の手続、第２９条では苦情申し立ての手続、第３０条では守秘義務、以上のような項目について記載してございます。最後の９ページですが、附則といたしまして、この訓令は、公布の日から施行するとしております。 　以上、新しく制定する要項について各条文の説明をいたしましたが、この制度の概要について、担当の教育総務課長から説明をいたします。
教育総務課長	それでは、別紙に「教職員に対するストレスチェック制度の導入について」という資料をご覧願います。 　まず、１　ストレスチェック制度ですが、こちらは、平成２７年１２月から施行された改正労働安全衛生法により、常時使用する労働者に対して、医師、保健師等による心理的な負担を把握するための検査を実施することが事業者（教育委員会）に義務付けられたものです。 　５０人未満の事業場（所属所）の扱いについては、当分の間、努力義務でございましたが、総務省より法改正の趣旨を踏まえ、特別な理由がない限り、全ての職員に対してストレスチェックの実施を検討するよう要請されているところであります。このような背景を受けまして、本市教育委員会におきましても、今年度から導入するものであります。平成２９年度末現在の県内の実施状況を見てみますと、実施済みの市町村教育委員会が18 市町村教育委員会でして、うち10 市町村教育委員会で公立学校共済組合に委託をしている状況です。また平成 30 年度から実施する市町村教育委員会が 15 市町村教育委員会、検討中の市町村教育委員会が 11 市町村教育委員会となってございます。 　次に、２　事業者と実施者の役割ですが、実施責任主体者は事業者（教育委員会）、事業者は衛生委員会等において、実施者の決定を行うとされ

	ておりますが、本市教育委員会の場合、各学校が50人未満の小規模事業場（所属所）となっていることから、衛生委員会の設置義務やストレスチェック結果の衛生委員会への報告義務は生じないところであります。ただし、労働関係者の意見を聞くための機会を設けなければならないとされておりますので、これについては校長会等の活用を考えております。 次に３、業務委託ですが、「公立学校共済組合」のストレスチェック制度を利用する考えです。その理由ですが、１つ目に共済組合の組合員の場合、１人あたり９０円(税別)、上記以外１人あたり１２０円(税別)と安価であること、2つ目に、実施済18市町村教育委員会のうち10市町村教育委員会が公立学校共済組合を利用しているなど、県内市町村の委託実績があること、3つ目に、国推奨の教職員向け検査項目を使用していること、以上の３点の理由が挙げられます。（国が推奨する５７項目「職業性ストレス簡易調査票」に加え、教職員のストレス分析に適した教職員特有のストレス要因についての質問項目を使用） 次に、４　高ストレス者への面接指導ですが、委託をすることになる公立学校共済組合では医師による面接指導は対象外となります。よって、別途、市教育委員会で面接指導体制が必要となってきます。この件につきましては、市職員は、産業医である藤井病院藤井俊宥医師に委託しておりますが、教職員についても、市職員の面接指導に同様にして、取り扱うこととしたいと考えております。資料の裏面には、実施フロー案が記載してございますので、後ほどお目通しいただきますよう、お願いいたします。 教職員に対するストレスチェック制度の導入についての説明は以上となります。
教育長	ただいま、教育部長からストレスチェック実施要項の説明、また、教育総務課長からは本制度の導入に係る説明がございました。委員の皆様、何か質疑等はございますか？
委員	受検の対象は全員ですか？
教育長	資料の２ページ第２条適用範囲とあります。１号から７号に掲げた職員が対象となります。検査の結果において、高ストレス者に該当されるケースが何人も生じた場合、面接指導に係る委託費用は予算化されておりますが、高ストレス者に係る個別の対応については、今後の課題になってくるかと思います。 検査の結果が高ストレス者として出される事例は、その比率ですが、0.4%から0.5%と言われています。本市教育委員会では１名から３名程度を見込んでいるところです。

	その他、何か質疑等はございますか？
教育長	なければ、議案第３９号「常陸太田市立学校教職員ストレスチェック実施要項の制定について」は議決いただいたことといたします。 それでは、続いて、議案第４０号「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明願います。
教育部長	それでは、議案第４０号、「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」説明いたします。資料の１０ページをお開き願います。議案第４０号、「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」、提案理由ですが、公民館運営審議会委員の欠員に伴い、その後任の者を委嘱するため提案するものであります。 １１ページをご覧ください。今回委嘱する委員の名簿でございます。公民館名は染和田公民館、和久町会長を委員に委嘱するものです。任期につきましては、令和元年7月１６日から令和３年3月３１日までとなります。
教育長	ただいま、議案第４０号「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」説明がございました。委員の皆様、何か質疑等はございますか？
委員	特になし
教育長	なければ、議案第４０号「常陸太田市公民館運営審議会委員の委嘱について」は議決いただいたことといたします。 それでは、続いて、議案第４１号「令和２年度使用小・中学校教科用図書採択について」を議題といたします。事務局より説明願います。
教育部長	資料の１２ページをお開き願います。議案第４１号「令和２年度使用小・中学校教科用図書採択について」、提案理由ですが、こちらは、令和２年度使用の本市小・中学校教科用図書を採択するものであります。内容については、資料の１３ページから２２ページまで、それと、別紙となりますが、義務教育諸学校の教科用図書の採択方式（関連図）という資料があります。詳細につきましては、指導室指導主事より説明をいたします。

指導主事	今日は、本市の令和２年度使用小・中学校教科用図書採択について、協議いただきます。よろしくお願いします。この資料は、令和元年７月10 日(水)に開かれました茨城県第１採択地区教科用図書選定協議会での選定結果と採択結果になります。 なお、教科用図書とは、一般的には学校で授業に用いる教科書を指しております。以後、教科書という言葉に代えさせていただきます。 初めに、小・中学校通常学級用の教科書についてご説明し、その後、小・中学校特別支援学級（知的障害）用の教科書についてご説明申し上げたいと思います。 まず、教科書の採択について説明いたしますので、別紙の「義務教育諸学校の教科用図書の採択方式（関連図）をご覧ください。右上に市教育委員会（採択）と書かれています。これは、小・中学校用教科用図書の採択は、各市で行うことを表しています。その下に「第１採択地区教科用図書選定協議会」があります。茨城県は、11 の採択地区があり、常陸太田市は、日立市、高萩市、北茨城市と第１採択地区を構成しております。選定協議会では、下部組織である調査部会に調査を諮問し、その報告をもとに協議を行い、教科書の種目ごとに１種、学校教育法第９条に規定する教科用図書、すなわち、特別支援学級（知的障害）用の教科書については、児童・生徒一人一人の障害の程度に合わせた採択ができるよう複数の教科用図書の選定を行い、その結果を各市教育委員会に報告します。各市教育委員会では選定協議会の選定結果を基に、教科書の採択を行うことになっております 次に、教科書の採択内容について説明します。資料の 20 ページの１をご覧ください。今年度は、（１）小学校用教科書は新規採択、（２）中学校用教科書は昨年度新規採択をした「特別の教科　道徳」を除いて新規採択、「特別の教科　道徳」については継続採択です。（３）小学校及び中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は新規採択となります。なお、２に小・中学校教科用図書の検定・採択周期を掲載してあります。 続いて,選定協議会の選定結果についてご説明いたします。選定結果は、資料の 13 ページから 19 ページに掲載されております。 それでは、13 ページをご覧ください。小学校の教科書の選定結果です。小学校は、来年度すなわち令和２年度より実施となる新学習指導要領の趣旨を踏まえて作成され、平成 30 年度検定を経た教科書から選定いたしました。種目の欄をご覧いただきますと、国語、社会、算数、理科、生活、

音楽、図画工作、家庭、保健、外国語、道徳の 11 種目あります。細かくは、国語が国語と書写，社会が社会と地図に区分され、13 種類でございます。表右側の教科書番号をご覧ください。表中斜線があるところについては教科書がありません。また２学年にまたがって記載のあるところ、例えば、社会の３年と４年については２学年、２年間で上下２冊の教科書を使うことになります。

なお、昨年度からの変更点といたしましては、社会の地図が３年生より使用されること、５・６年生に外国語（英語）が追加されたことです。

また、令和元年度使用の教科書とは、算数、生活、道徳の３教科につきましては教科書会社が変わっております。

続いて、14 ページをご覧ください。中学校の教科書の選定結果です。平成 30 年度に現行学習指導要領の趣旨のもとで検定を受けた教科書を選定することになりますが、中学校は令和３年度より新学習指導要領が実施となるため、平成 30 年度検定を受けた教科用図書がございません。そこで、平成 26 年度検定の教科書から選定いたしました。種目の欄をご覧いただきますと、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語の 10 種目でございます。細かく見ますと、国語が国語と書写、社会が地理的分野、歴史的分野、公民的分野、地図、音楽が一般と器楽合奏、技術・家庭が技術分野と家庭分野に区分され、15 種類あります。なお，令和元年度使用の教科書と変わったものはございません。

次に、15 ページをご覧ください。中学校「特別の教科　道徳」について説明いたします。中学校「特別の教科　道徳」につきましては、資料 20 ページの２にもございますように、今年度は継続採択の年度であり、15 ページには昨年と同じ教科書が記載されております。

教育長	ただいま「今年度の選定内容」及び小学校用教科用図書、「特別の教科　道徳」を除く中学校用教科用図書について説明がありました。ご意見があればお願いいたします。 ご意見がなければ，次に，小・中学校特別支援学級用教科用図書について説明してください。
指導主事	それでは続いて、16 ページをご覧ください。16 ページより 17 ページは小学校特別支援学級（知的障害）用の教科書、18 ページより 19 ページは中学校特別支援学級（知的障害）用の教科書の選定結果が記載されております。 特別支援学級で使用する教科書については、特別支援学級（知的障害）に在籍する児童・生徒の実態はさまざまであり、一人一人の実態に適した教科書が選べるように配慮されています。そのため、毎年採択替えを行い、複数の教科書を採択することが、通常の学級の教科書採択との違いです。16 ページの表を見ていただくと、「型」の欄があります。A型は軽度の知的障害対応の型で、検定と書かれたすなわち該当学年用教科書や検下と書かれた下の学年用の教科書（以下検下本と申します）から選定しました。B型は重度の知的障害対応の型で、主に検下本や星印でしめされたいわゆる星本を選定しております。星本とは、文部科学省が著作した教科書であり、内容的には非常に易しく作られている教科書となっております。一つ星本、二つ星本、三つ星本が小学校で使用するものです。例えば、４ページの国語Ｂでは、３年生から６年生まで、同じ教科書を使用することになります。内容としましては、簡単な漢字であったり、カタカナを使ったりしたものです。四つ星本は、中学校で使用するものです。星本がない教科につきましては、一般と書かれたいわゆる一般図書を選定しております。一般図書とは、書店で販売している図書のことです。通常の教科書では知的に学習が難しい場合に、興味をもって取り組めるような図書を選んで教科書として使用することになります。 さらに、16 ページ及び 18 ページの欄外の表記についてご説明いたします。昨年度の県の指導により、小学校においては、国語と算数、中学校においては、国語と数学と英語については、必要に応じて当該学年用の検定本が使用できることを示しております。 本日、第１採択地区教科用図書選定協議会で選ばれた教科書を展示してございます。（　　）に小学校、（　　）に中学校と、これらの教科書

	が選定されておりますので、それぞれ見ていただいて採択していただきますようお願いします。特別支援学級の知的障害用の教科用図書の採択をお願いします。
教育長	ただいま、小・中学校特別支援学級用教科用図書について説明がありました。ご意見があればお願いいたします。 ご意見がないようですので、議案第４１号「令和２年度使用小・中学校教科用図書採択について」は議決いただいたことといたします。
指導主事	ただいまの説明につきまして、１点のみ補足させていただきます。文書の公開についてでございます。 資料の 22 ページをご覧願います。⑥に「採択の時期」と記載があります。採択は８月 31 日までに行われなければならないとされており、それまでは採択に係るものは非公開扱いとなります。９月１日からは採択結果がホームページ等で公開されることになります。本日の資料につきましても、取扱注意のほど、よろしくお願いいたします。
教育長	以上をもちまして、本日予定されておりました議案はすべて終了となりました。続いて次第の７．その他に移ります。委員の皆様から何かありますでしょうか？
委員	特になし
委員	特になし
教育総務課	教育委員会定例会（８月）日程について ・日時　令和元年８月２３日（金） 中学生海外派遣研修報告会終了後（概ね午後３時３０分頃） ・場所　常陸太田市役所　分庁舎　教育委員会会議室
教育長	閉会　午後４時１０分（所要時間１時間１４分）